

## 県立綾瀬高等学校の施設開放について

綾瀬高校では、学校運営に支障のない範囲で、体育施設を地域住民の身近な活動の場として開放しています。

### 1 ご利用いただける施設

利用施設	利用できる設備	利用種目	利用日	利用時間
体育館	ステージ側半面 (約500㎡)	バスケットボール バドミントン バレーボール等	月～金曜日 (祝祭日を除く)	19:00～21:00
テニスコート	グレーコート1面 (照明設備なし)	硬式テニス ソフトテニス等	土・日・祝祭日	13:00～17:00

※ 長期休業中及び公式試合、文化祭、体育祭の予定がある場合は開放いたしません。

なお、体育館利用については、下記の注意事項を守ってください。

支柱、ネット、ボール等の備品の貸出しはありません。

床にラインテープ等でラインを引いたり、マークするのは禁止です。

体育館履きを使用してください。

管理の都合により利用できない種目があります。

(利用できない種目例:卓球、フットサル、社交ダンス、太鼓)

※ 当校を初めて利用する場合または、ご不明な点は事務室までお問い合わせください。

電話:0467-76-1400

### 2 ご利用のしかた

#### (1) ご利用できる方

施設を利用していただけるのは、スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤者の方です。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

① 特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用

② 営利を目的とした利用

③ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用

④ 申込み内容に反する利用

⑤ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

#### (2) 申込方法

利用希望日の属する月の前月初日から20日までの間に、施設利用申込書(様式1)により綾瀬高校事務室に申し込んでください。他の利用者との調整後、利用可能であれば施設利用承認書を交付します。

なお、多くの団体の方に本校施設を利用していただきたいので、ご利用を1団体当たり週1回に制限させていただいておりますので、ご了承ください。

また、承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。また、承認書を交付した後も天候等やおを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、あらかじめご了承ください。

### 3 保険の加入

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。(5人以上のグループでご利用の場合には、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。)

### 4 ご利用する際の注意

- (1) 器具の貸出しは行っていません。各自で持参してください。
- (2) 体育館利用の場合、必ず19:00までに事務室で体育館の鍵を受け取ってください。
- (3) 体育館での飲食は厳禁です。屋外はOKですが、ゴミは必ず持ち帰ってください。又学校の敷地内は全面禁煙になっています。守られなかった場合は、次からの利用をお断りします。
- (4) 体育館利用の場合、トイレは隣の柔剣道場1階トイレを使用してください。  
テニスコート利用の場合、トイレは施設開放用屋外トイレを使用してください。
- (5) 体育館以外の施設の立ち入り、備品等の無断使用は固くお断りいたします。
- (6) 部活動等の妨げになるような行為をしないでください。
- (7) 代表者の方には、施設管理員として利用時間内の管理をお願いすることになっています。
- (8) 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。事故のないよう安全に配慮し、責任を持って管理してください。  
また、開放施設利用中に異常な状態に気付いたときには速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合には学校に報告してください。
- (9) 施設や設備・物品等を破損もしくは滅失したときには実費弁償となります。  
すみやかに『施設・設備破損届』により学校に報告し原状回復に努めてください。

### 5 ご利用が終わったら

- (1) 体育館は備え付けのモップで清掃してください。テニスコートはコートブラシをかけてください。
- (2) 体育館の消灯・施錠を確認し、施錠した鍵を正面玄関のポストに入れてください。他の利用者も使用する鍵ですので、忘れずに返却をお願いします。
- (3) 正門は、19:30(土日祝祭日は19:00)に閉門(閉錠)しますので、帰宅の際は施錠(チェーンを巻く)してください。
- (4) 『施設利用日誌』に記入のうえ、事務室に提出してください。

### 6 照明設備の電気代実費相当分について

- (1) 照明設備の利用については、下記の実費相当分を負担していただきます。  
**2時間利用につき 440円(うち消費税相当分32円)**
- (2) その月の利用分をとりまとめ、翌月初めに納入通知書を発行します。  
神奈川県公金取扱店の横浜銀行ほかの金融機関本支店で、指定期日までに納付してください。